

お客さま各位

2026年3月

株式会社 四国銀行

＜四銀＞教育資金贈与専用口座「想いのかたち」 新規口座開設・追加預入の取扱い終了について

令和8年度税制改正において、「直系尊属からの教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」について適用期間を延長せず2026年3月末をもって終了する旨が明記されました。

つきましては、＜四銀＞教育資金贈与専用口座「想いのかたち」の新規口座開設・追加預入のお申込手続きを下記のとおり終了いたします。

記

1. 新規口座開設・追加預入の取扱い終了日

2026年3月31日（火）15時まで

2. ご注意事項

- ・教育資金贈与専用口座を既にご利用いただいているお客さまを含め、新規口座開設・追加預入については、上記取扱い終了日までに拠出（教育資金贈与専用口座にお預入れ）されたご資金について、引き続き本非課税措置が適用されます。
- ・お申込内容や必要書類の不備等により、上記1の取扱い終了日までにお手続きが完了しない場合、本非課税措置は適用されませんので、新規口座開設・追加預入をご希望のお客さまは、余裕をもってお手続きください。

以上